

第 3 次枚方市男女共同参画計画改訂版素案（資料 3 - ②）における

改訂部分の概要について

本市では、現在「第 3 次枚方市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めています。本計画の計画期間は平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度までの 10 年間であり、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、5 年目にあたる令和 2（2020）年度に中間見直しを行うこととなっています。見直しに向け、令和元（2019）年 10 月～11 月に市民アンケート調査を実施するとともに、本審議会において審議を行っていただいています。

今回、市民アンケート調査の結果や、これまでの審議会委員の皆様のご意見をふまえ、資料 3 - ②の通り、中間見直しによる計画改訂版素案を作成いたしましたので、ご確認のうえご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、資料 3 - ③は、「第 3 章 計画の体系と内容」についての新旧対照表となっておりますので、資料 3 - ②計画改訂版素案の確認にあたりご参照ください。（第 1 章は軽微な修正にとどまっていること、また第 2 章は全面的に書き換えていることから、新旧対照表は作成しておりません。）

なお、現行計画からの主な改訂部分について、概要を次ページの通りまとめておりますので、ご参照ください。

計画改訂版素案における主な改訂部分概要

項目		改訂内容	改訂理由
第2章 計画策 定の背 景	1. 国際社 会、国、大阪 府の動向	現行計画策定後の動向を中心に記 載（SDG s、法改正等）	計画の中間見直しにあたり、特に近年 の動向をふまえることが必要なため
	2. 第3次枚 方市男女共 同参画計画 （前期）にお ける取り組 みの成果と 課題	現行計画での「第2次計画におけ る取り組みの成果と課題」にかわ り、「第3次計画（前期）における 取り組みの成果と課題」に全面的 に書き換え	第3次計画の中間見直しにあたり、第 3次計画（前期）における取り組みの 成果と課題をふまえることが必要な ため
第3章 計画の 体系と 内容	1. 計画の体 系	「計画の体系」を第1章から第3 章に移行	「計画の体系」と「計画の内容」をひ とつの章にまとめることで、全体の理 解がしやすくなるため
		基本目標1に、「基本方向（4）性 の多様性への理解促進」を新設	男女共同参画において性的マイノリ ティ支援を位置づけるとともに、性的 マイノリティ支援を拡充していくた め
		基本目標4 基本方向（1）「生涯 を通じた男女の健康保持と増進へ の支援」を「生涯を通じたすべて の人の健康保持と増進への支援」 に修正	性の多様性をふまえた内容とするた め
		基本目標4 基本方向（2）「ひと り親家庭等への支援」を「ひとり 親家庭をはじめ、多様な家族に関 する啓発、支援の取り組み」に修 正	ひとり親家庭だけでなく、多様な家族 に対する視点をもって取り組むこと が必要なため
2. 計画の内 容		基本目標1 基本方向（4） 「性の多様性への理解促進」を新 設	男女共同参画において性的マイノリ ティ支援を位置づけるとともに、性的 マイノリティ支援を拡充していくた め
		基本目標2 基本方向（1） SNSの広がり等による若年女性 の性被害を含め、性犯罪・性暴力 の防止啓発について追加	近年問題になっている若年女性の性 被害など様々な性犯罪・性暴力の防止 啓発への取り組みが必要なため

		<p>基本目標 2 基本方向 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知の強化を追加 ・配偶者暴力相談支援センターと児童相談所など関係機関との連携強化について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を潜在化させないために「ひらかたDV相談室」の周知強化が必要のため ・近年、深刻な児童虐待・DV事案の発生を受けて関係機関の連携強化が求められているため
		<p>基本目標 3 基本方向 (4)</p> <p>市の男性職員の育児休業取得促進の取り組みを追加</p>	<p>男性の家事・育児参加を一層進めるために市として率先して取り組むため</p>
		<p>基本目標 4 基本方向 (1)</p> <p>性的マイノリティ当事者が適切な医療を受けられるよう、啓発の取り組みを追加</p>	<p>性の多様性をふまえた内容とするため</p>
		<p>基本目標 4 基本方向 (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保に向けた取り組みを追加 ・家族の多様化に関する啓発の取り組みについて追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保など、ひとり親家庭への支援をより強化していくため ・多様な家族に対する視点をもって取り組むことが必要のため
		<p>基本目標 4 基本方向 (4)</p> <p>防災分野における女性の参画推進に関する内閣府のガイドラインについて記載</p>	<p>防災分野における女性の参画推進に向けて、内閣府のガイドラインをふまえて進めていく必要があるため</p>
		<p>基本目標 5 基本方向 (1)</p> <p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」やジェンダーギャップ指数について記載</p>	<p>日本において、政策及び方針決定過程における女性の参画の遅れが大きな課題であるという認識を明確にするため</p>